

項目名称	No. 6		権限移譲の推進				
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組				
	中	1	効率的で効果的な行政経営				
	小	2	地方分権の推進と住民自治の充実				
所管課	企画財政部 企画政策課						
現状と課題	<p>住民に最も身近な行政主体である市町村は、地域住民のニーズに的確に対応した行政サービスを行う役割を担っており、特に中核市は一定規模以上の行財政基盤を有していることから、自己決定、自己責任に基づく独自の施策を展開することが求められている。</p> <p>そのため、法令による事務権限の移譲や行政サービスの決定権・裁量権の拡大、税財源の充実確保を図るほか、事務処理特例制度の活用による都道府県から市町村への権限移譲など、地方分権を推進する必要がある。</p>						
取組内容	<p>1 住民視点に立った事務権限の移譲や税財源の充実確保などの地方分権改革の推進に関する全国市長会、中核市市長会などを通じた国への要望</p> <p>2 権限移譲や税財源の確保などに関する市単独での国・県への要望と宮崎県市長会研究会での市町村連携強化に関する研究</p> <p>3 事務処理特例制度による県からの移譲事務に関する多方面(人員・財政面など)からの分析・検討や県との協議</p> <p>4 地方分権改革の提案募集方式を活用した本市独自の提案や他団体との共同提案の検討・実施</p>						
達成目標	事務権限の移譲や規制の緩和、税財源の確保により、自治体の自主性を強化し、自由度を高める						
効果	地域住民のニーズに的確に対応した、公共サービスの提供が可能となる						
指標			現状	中間年度	最終年度		
			目標値				
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1	全国組織を通じた要望活動	計画	→	→	→	→	→
2	市単独での要望活動	計画	→	→	→	→	→
3	権限移譲事務に係る県との協議	計画	→	→	→	→	→
4	地方分権改革に関する提案募集方式の活用	計画	→	→	→	→	→
5		計画					
備考							

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革に関する提案募集方式において、各課から提案のあった1件について、事前相談を経て国へ本提案を行ったほか、36件の共同提案を行った。また、国からの支障事例の補足照会やヒアリングなどへの対応を行った。 ・本市単独及び県市長会、九州市長会、中核市市長会、全国市長会を通じて、地方分権の推進や税財源の充実確保について国等に対して要望活動を行った。 			
	最終取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年(2022年)の提案募集に向けて、「地方分権改革に関する研修会」を実施する予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、内閣府から提供のあった学習動画及び研修資料の配付により研修の代替とした。 			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革に関する提案募集方式において、本市から1件の本提案を行い、国の制度改革の検討対象となった。 ・地方分権改革に必要な知識の習得等を目的とした職員研修の一環として、内閣府から提供のあった学習動画及び研修資料の配付を行った。 ・次年度も引き続き、各課に対して提案募集方式の活用を促すとともに、職員の意識啓発のための取組を継続する。 	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額(千円)	不要額		内容・算出内訳	
	必要額				
	効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)−必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 7		住民自治の充実			
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組			
	中	1	効率的で効果的な行政経営			
	小	2	地方分権の推進と住民自治の充実			
所管課	地域振興部 地域コミュニティ課					
現状と課題	<p>地域自治区制度の導入以降、地域協議会は地域の課題解決に向けた協議や市の施策への提言を行い、地域まちづくり推進委員会では地域コミュニティ活動交付金を活用した地域まちづくり活動が実践されている。また、地域自治区事務所は地域の各種団体等と調整を図りながら、必要な支援を行っており、地域の課題が地域で解決できるよう、住民主体のまちづくりを促進している。</p> <p>しかしながら、地域課題は多様で高度化し、一律の基準で対応することが難しくなっている中で、地域の実情に合わせて、各種団体等が主体的、あるいは連携して取り組む必要があるため、地域協議会をはじめ、その事務局を担う地域自治区事務所の機能強化が求められている。また、各地域のまちづくりの将来像である「地域魅力発信プラン」の実現に向け、地域まちづくり推進委員会の活動原資である地域コミュニティ活動交付金が効果的に活用されるよう、そのあり方を継続して検討し、用途を見直していく必要がある。</p>					
取組内容	<p>1 地域まちづくりの推進体制のあり方の検討</p> <p>2 地域コミュニティ活動交付金のあり方の検討・改善の取組(単年度毎に検討)</p>					
達成目標	地域の課題は地域で解決する住民主体のまちづくりの推進					
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会や地域まちづくり推進委員会の更なる機能強化が図られ、自主性・自立性の高い住民自治の充実が図られる。 ・地域における多様な主体による住民主体のまちづくりを推進することにより、地域ニーズに合った公共的サービスの提供につなげるなど、より効率的で効果的な行政運営が図られる。 					
指標			現状	中間年度	最終年度	
地域コミュニティ活動交付金評価委員会*の開催数(単年度)		目標値	5回	5回	5回	
実施スケジュール		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
1	地域まちづくりの推進体制のあり方の検討	計画	→			
2	地域コミュニティ活動交付金のあり方の検討・改善	計画	→	→	→	→
3		計画				
4		計画				
5		計画				
備考	* 宮崎市地域コミュニティ活動交付金評価委員会 地域コミュニティ活動交付金の用途の透明性の確保や住民自治の向上に資するために設置された委員会。					

各年度取組実績

令和 3年度 (2021)	中間取 組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・4月から「地域版ふるさと納税制度」を創設し、特定の地域まちづくり推進委員会を指定し、寄附できるようにしている。制度の周知に当たっては、ホームページにサイトを開設するとともに、地域協議会や地域まちづくり推進委員会のほか、関係部局を介して、本市に縁のある団体等への情報提供を行っている。また、本年度の寄附は、来年度から、地域コミュニティ活動交付金(特例交付金)として交付することになるため、地域コミュニティ活動交付金評価委員会で制度設計に向けた議論を行うこととしている。 ・5月から6月に実施した地域まちづくり推進委員会のヒアリングを踏まえ、7月に第1回、9月に第2回の地域コミュニティ活動交付金評価委員会では、地域のまちづくりや地域コミュニティ活動交付金に係る課題等について論点を整理している。 ・令和2年度に地域自治区事務所の機能強化に向けたロードマップを作成しているため、4月には、各部局が所管する事務のうち、地域自治区事務所が所掌している事務の照会を行い、実態を把握しているが、出先機関のあり方の議論は、庁舎建替の検討と重複することから、対応を調整し、連携して取り組むこととしている。 		
	最終取 組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域版ふるさと納税」は、ホームページや関係部局を通じた情報提供のほか、地域協議会や地域まちづくり推進委員会による情報発信により、目標額に近い寄附金が集まった。また、本年度の寄附金を財源に、来年度から、地域コミュニティ活動交付金(特例交付金)として寄附者が指定した地域まちづくり推進委員会に交付できるようにするため、関係者の意見や評価委員会の議論を踏まえ、要綱や運用マニュアルの整備を行った。 ・評価委員会は、12月までに、オンラインを含め、5回の会議を実施し、令和2年度事業の評価のほか、今後の地域のまちづくりの方向性を整理した報告書を作成し、1月に公表した。この報告書に基づき、活動交付金の使途や手続き等を見直し、関係要綱や運用マニュアル等を改訂した。 ・地域自治区事務所の体制については、本庁舎建替との関係もあり、本庁と出先機関のあり方を整理する必要があるが、来年度は、モデル的な取組として、地域のまちづくりと交流センターを一体的に運営できるよう、人事課と組織の見直しに関する協議を行い、生目地域センターについて、地域振興を担う係長であるセンター長補佐が館長を兼務することとした。 ・地域のまちづくりの一環として、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むため、介護保険課と協議し、来年度から、生活支援コーディネーターを兼務する地域自治区事務所を拡大することとした。また、地域自治区事務所は、まちづくりの推進に必要な事務を行っているが、所掌する行政サービスの範囲について、考え方を整理するため、地域自治区事務所連絡会議等で、協議を行った。 		
	達成状 況評価	◎	評価理由 及び次年 度の取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に取組むべき業務は、予定通り実施できた。 ・「地域版ふるさと納税」について、引き続き、地域のまちづくりへの理解促進を図るとともに、寄附しやすい環境の整備を検討していく。 ・地域自治区事務所と公立公民館等における体制のあり方については、生目地域センターの取組を検証し、対応を検討していく。 ・地域自治区事務所の機能強化に向け、関係部局と調整を図っていく。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
効果額 (千円)	不要額		内容・ 算出 内訳	
	必要額			
	効果額			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 8	応急手当法の普及啓発の推進										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	2	地方分権の推進と住民自治の充実									
所管課	消防局 警防課											
現状と課題	<p>応急手当研修センター及び各消防署所において、年間2万人の受講者を目標に応急手当の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>受講申込みが重複し、十分に対応できない場合がある。</p>											
取組内容	<p>1 応急手当法の指導ができる応急手当普及員*の養成</p> <p>2 年間受講者数2万人に向けた応急手当の普及啓発</p>											
達成目標	応急手当法の普及体制の強化											
効果	<ul style="list-style-type: none"> 救急車が到着するまでの間に、適切な応急手当の実施が期待され救命率の向上につながる 各事業所等で自前で講習が実施でき、応急手当法の普及につながる 											
指標			現状		中間年度		最終年度					
応急手当普及員の養成(年間)			目標値		60人		60人		60人			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	応急手当普及員講習の実施	計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
2	受講者数2万人の達成	計画	→									
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考	* 応急手当普及員 24時間の講習を修了した者で、事業所内や地域において応急手当法の指導を行うことができる者。											

各年度取組実績					
令和 3年度 (2021)	中間取組状況	1 応急手当法の指導ができる応急手当普及員の養成⇒年次計画に沿って7月に応急手当普及員講習を実施したが、新型コロナウイルス感染拡大により、8月に実施予定の講習を中止した。 2 年間受講者数2万人の目標に向けた応急手当の普及啓発⇒マスメディア等を活用して応急手当の必要性を普及啓発している。なお新型コロナウイルス感染拡大に伴い、5月、8月、9月は救急講座を中止した。			
	最終取組状況	1 応急手当法の指導ができる応急手当普及員の養成⇒令和3年度(2021年度)は、4回実施し59人が受講した。 2 年間受講者数2万人の目標に向け応急手当の普及啓発を行ったが、新型コロナウイルスによる講習会中止(5,8,9月及び1月から3月)に伴い達成が難しかった。⇒令和3年度(2021年度)は、8,215人が救命講習を受講した。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	次年度も引き続き、年間2万人の受講者を目標に消防防災フェスタ等のイベントやマスメディア等を活用して、応急手当の普及啓発を行う。また新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで講習を実施し、各事業所等に対して応急手当の必要性を啓発する。	
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					